

第3次
あわらし市行政改革大綱

2016－2020

あわらし市

目 次

| | | |
|----|-----------------------|----|
| 第1 | 行政改革の背景 | 1 |
| 1 | これまでの行政改革の取組 | 1 |
| 2 | あわら市の現状 | 2 |
| 第2 | 行政改革に対する新たな取組 | 6 |
| 1 | 新たな行政改革の必要性 | 6 |
| 2 | 第3次行政改革大綱の方針 | 6 |
| | (1) 効率的で効果的な行政運営の推進 | 7 |
| | (2) 市民に開かれた市政の推進 | 7 |
| | (3) 持続可能な財政運営と財政基盤の確立 | 7 |
| 3 | 計画期間 | 7 |
| 第3 | 行政改革の基本方針 | 8 |
| 1 | 効率的で効果的な行政運営の推進 | 8 |
| | (1) 事務事業の見直し | 8 |
| | (2) 行政評価システムの適正な運用 | 8 |
| | (3) 市有財産の適正な管理 | 8 |
| | (4) 組織と職員管理の適正化 | 9 |
| | (5) 人材育成と勤務評価の推進 | 9 |
| 2 | 市民に開かれた市政の推進 | 9 |
| | (1) 市民参加型まちづくりの推進 | 9 |
| | (2) 行政情報の公開・発信と共有 | 9 |
| | (3) 電子自治体の構築 | 10 |
| 3 | 持続可能な財政運営と財政基盤の確立 | 10 |
| | (1) 財政の効率化、健全化、透明化 | 10 |
| | (2) 自主財源の確保 | 10 |
| 第4 | 行政改革の推進体制 | 11 |
| 1 | 実施計画の策定 | 11 |
| 2 | 進行管理 | 11 |

第1 行政改革の背景

1 これまでの行政改革の取組

あわら市では、平成17年度に「あわら市行政改革大綱」を、平成24年度には「第2次あわら市行政改革大綱」を策定し、住民本位の開かれた行政運営とスリムで効率的な行政システムの確立を目指して行政改革全般に取り組んできました。

「あわら市行政改革大綱」では、「行政運営の効率化」「人材育成の推進」「公正の確保と透明性の向上」「電子自治体の推進」および「自主性・自立性の高い財政運営の確保」の5項目を行政改革の基本方針に掲げ、これらの方針に応じて抽出した全67の項目を中心に改革に取り組んできました。このうち定員管理の適正化をはじめ、45の事務事業において目標を達成し、または制度の運用を開始することができました。

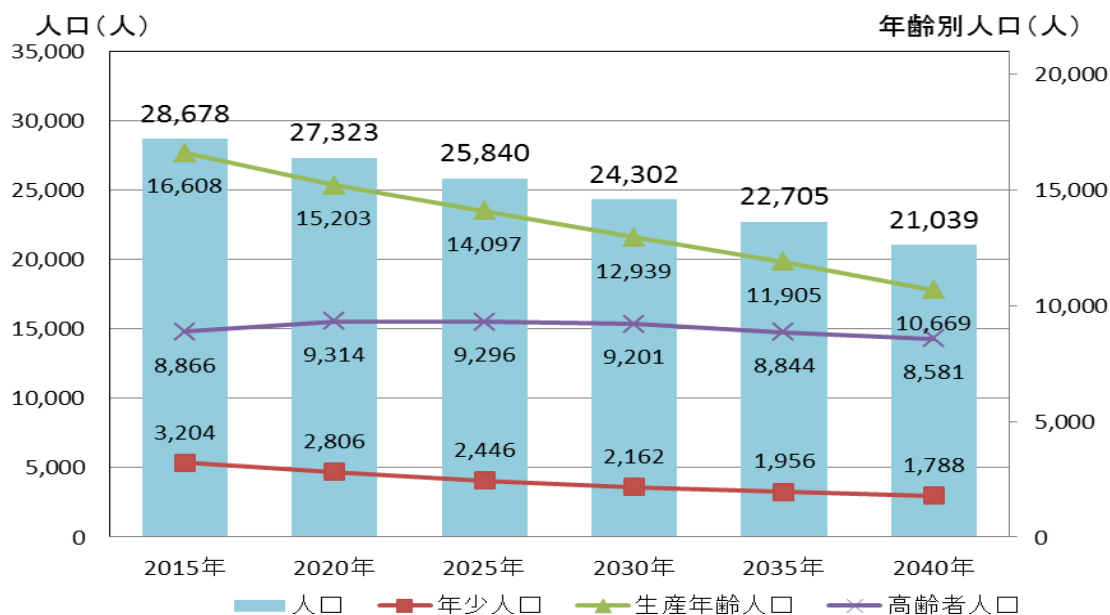
また、「第2次あわら市行政改革大綱」では、経費節減という視点にとどまることなく、多様な行政サービスの提供なども項目として取り込みながら、65の項目について改革に取り組み、45の事務事業において目標を達成し、または制度の運用を開始し、その結果行政サービス向上などの財政効果以外の効果も得ることができました。

しかしその反面、「民間委託の推進」「各種イベントの見直し」「継続事業の見直し」といった事務事業の見直しや「ごみ処理手数料の見直し」「自動販売機設置貸付料入札制度の検討」といった自主財源の確保に関する項目など、十分な成果が上がっていない項目があることも事実です。特に、各種イベントについては、見直しをうたっているにもかかわらず、実施数は増加するなど、計画に逆行しているものもあります。このように成果が上がっていない項目については、その原因を突き止め、再度方針を見直した上で、引き続き行政改革を推進します。

2 あわら市の現状

全国的に問題となっている少子高齢化や人口減少は、あわら市においても例外ではありません。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2015（平成27）年の約28,600人から、5年後の2020（平成32）年には約27,300人、25年後の2040（平成52）年には約21,000人にまで減少すると見込まれています。

総人口と年齢別人口の推計



※国立社会保障・人口問題研究所推計準拠

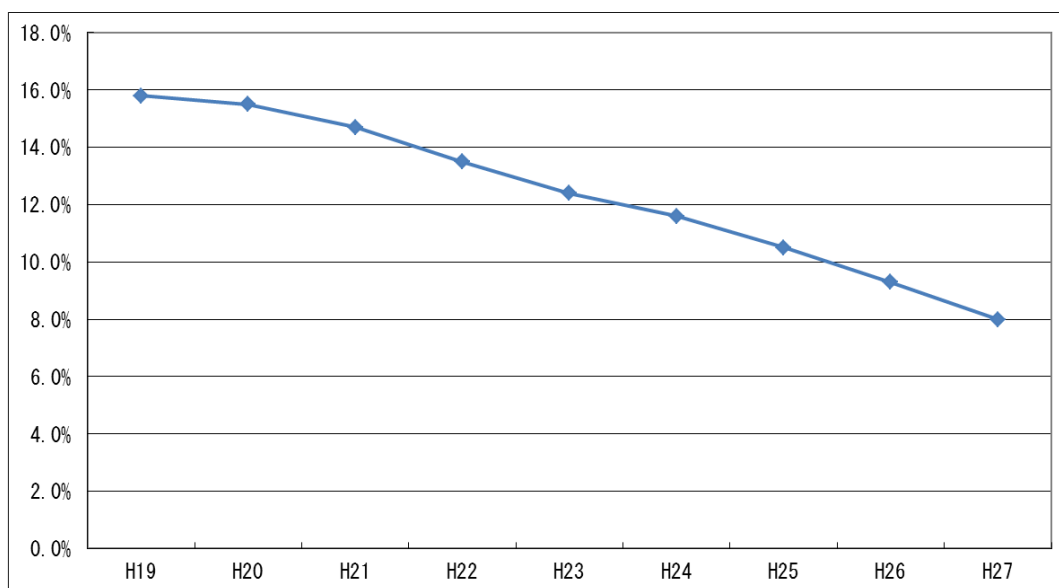
また、人口構成比率においては生産年齢人口（15歳～64歳）が減少するとともに、65歳以上の老年人口割合は年々上昇し、2015（平成27）年では30.9%だった割合が、2020（平成32）年には34.1%、2040（平成52）年には40.8%まで上昇することも予測されています。そのような状況の中、あわら市では2015（平成27）年に「あわら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「安定した雇用と住まいの創出」「観光による誘客と移住の促進」「出会いの創出と子育て支援」「市の魅力の醸成と外への発信」といった視点で施策を推進しています。また、同時に策定した「あわら市人口ビジョン」では、こうした施策を通して2020（平成32）年には約27,500人、2040（平成52）年には約23,000人に食い止めることとしていますが、これを達成したとしても2015（平成27）年比で約20%の減になります。

人口減少とともに深刻な問題として公共施設等の老朽化があります。本市で

は1965（昭和40）年前後から1985（昭和60）年頃にかけて多くの公共施設が建設され、この後それらが一斉に更新時期を迎えることが予想されています。現在の公共施設の質と量を維持したまま改修・更新しつつ維持管理に要する財源を確保していくことは、他の行政サービスに影響を及ぼすことが予想され、将来世代へ負担を押し付けることにもつながります。平成28年度に「あわら市公共施設等総合管理計画¹」を策定し、施設分類ごとに長期的な公共施設等の管理方針について取りまとめますが、今後は個々の施設ごとの状況を常に市民に情報提供しながら、施設の統合や再配置、廃止などの取組を進めていくことが必要です。

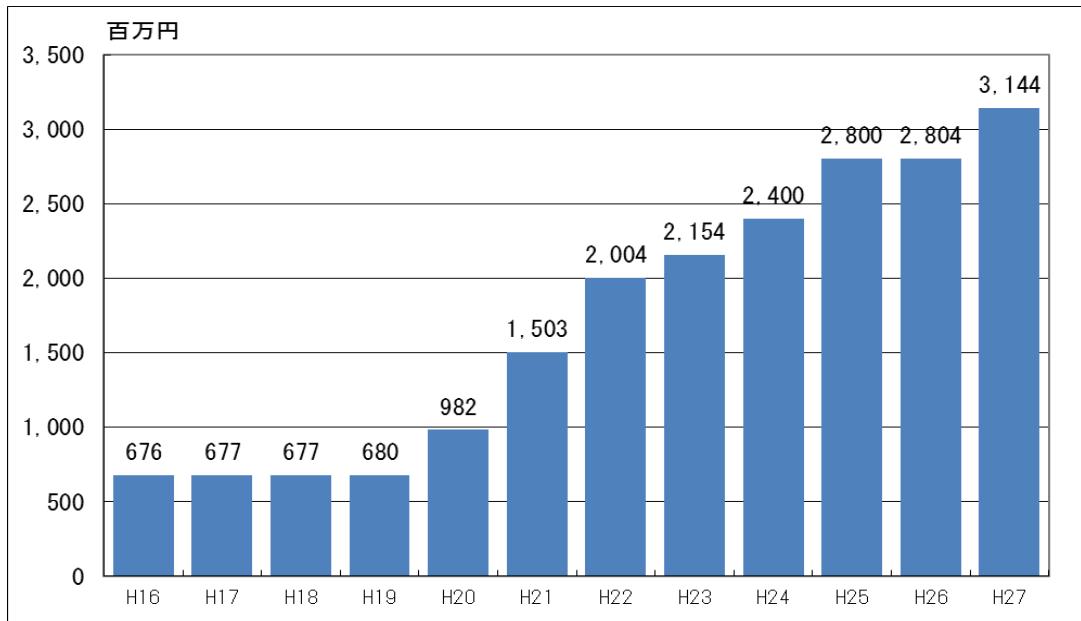
本市の財政状況を見ると、これまでの行財政改革を進めてきた効果等もあって、平成16年の合併以降毎年財政健全化判断比率²が改善し、平成20年度以降は財政調整基金³の積み増しを行うなど健全な財政状況となっています。

実質公債費比率⁴の推移



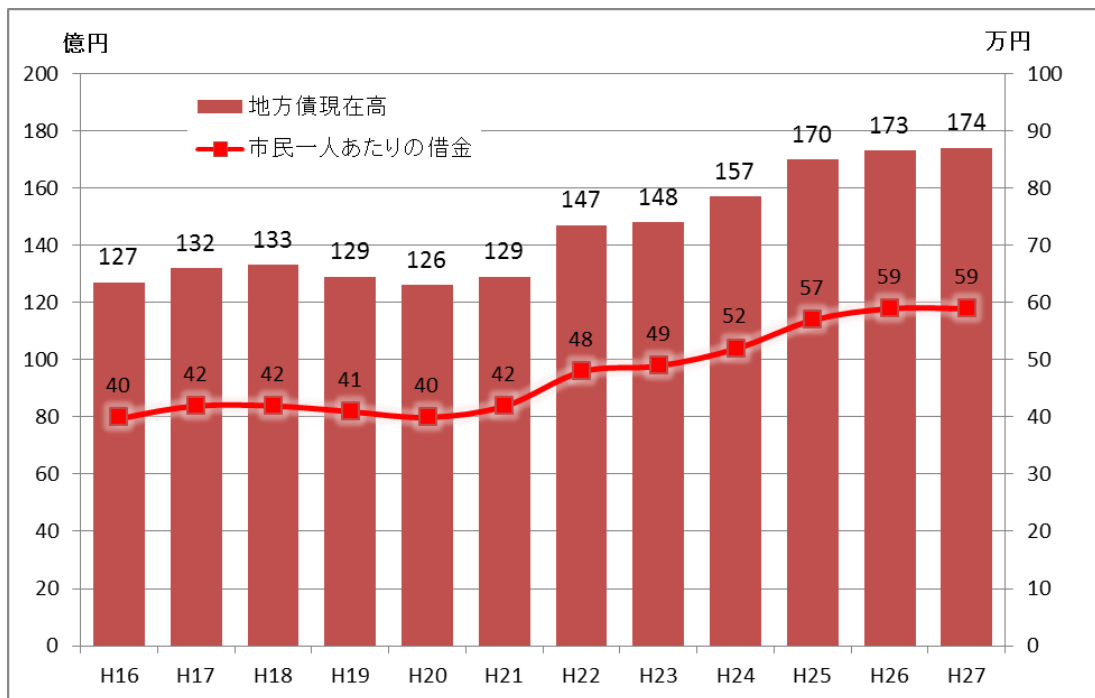
-
- ¹ 地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画をいう。
 - ² 地方公共団体の財政状況を判断する比率で、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率がある。
 - ³ 地方公共団体が財政に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金をいう。
 - ⁴ 地方自治体における一般財源の規模に対する公債費の割合をいう。

財政調整基金残高の推移



しかし、市債の推移をみると、平成16年度から一旦減り続けたものの平成21年度からは合併特例債の積極的な活用もあって増加を続け、平成27年度の市債残高は174億円と市民一人あたりの市債残高は59万円となっています。

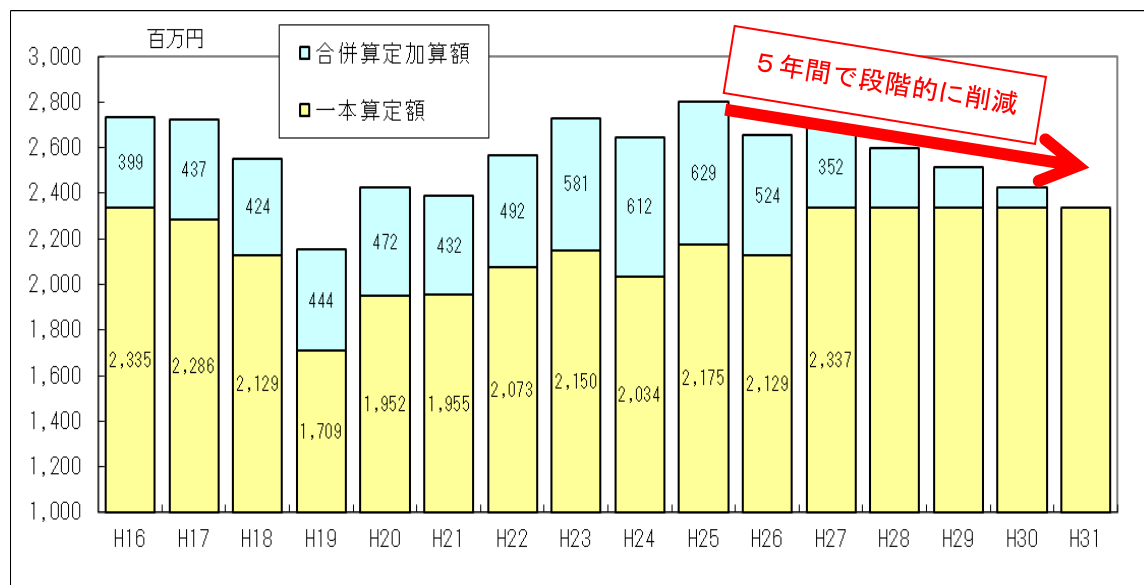
市債残高の推移（普通会計）



前述のように、今後は少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少が見込まれ、高齢化が進むことによる扶助費の増嵩や生産年齢人口の減少による市税収入等

の落ち込みが予想されます。さらに、平成26年度からは、普通交付税の合併算定替から一本算定への移行が始まり、普通交付税が段階的に減額されています。

普通地方交付税の推移



※H28以降はイメージ

また、福井しあわせ元気国体や北陸新幹線県内延伸に伴う芦原温泉駅周辺整備などの大型イベントや事業なども控え、大きな財政需要を求められることが予想されており、特例期間が終了する平成31年度には、極めて深刻な歳入不足に陥ることも懸念されています。

こうした状況にあって、あわら市が基礎的自治体として、自らの判断と責任において持続可能な行政運営を行っていくためには、市の全ての事務事業を再点検し、その結果を踏まえた新たな改革のビジョンに沿って着実に行政改革を進めていく必要があります。

第2 行政改革に対する新たな取組

1 新たな行政改革の必要性

あわら市では、平成27年度に「第2次あわら市総合振興計画」を策定し、「暮らしやすく 幸せを実感できるまち」を基本理念に掲げ各種施策を推進しています。今後も続く少子高齢化の進行や急激な人口減少、公共施設等の老朽化といった社会情勢の変化や合併による各種優遇措置の段階的な終了等により財政状況が一段と厳しくなる中、ふくいしあわせ元気国体や北陸新幹線県内延伸に伴う大型事業を含め、第2次あわら市総合振興計画計画の前期基本計画に掲げる事業をより効果的に推進していくためには、ムリやムダのない行政施策の構築や、持続可能な財政運営と基盤の確立が重要となっています。

また、このような厳しい財政状況下においても、限られた職員数で引き続き質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するためには、民間委託の推進や、PPP⁵／PFI⁶、指定管理者制度、ICTの徹底的な活用⁷などによる更なる業務改革の推進が必要です。

このため、新たな行政改革を進めることによって、第2次あわら市総合振興計画の基本理念である「暮らしやすく 幸せを実感できるまち」の実現と、それを支える各施策の裏付けとなる財政基盤を確立するとともに、市民と市との共動によるまちづくりを推進し、新しい局面を迎えた地方分権時代にふさわしい基礎的自治体としてのあり方を一層明確に示す必要があります。

2 第3次行政改革大綱の方針

第3次あわら市行政改革大綱では、第2次大綱の流れを踏襲し、次の3つの視点に立った基本方針を定めます。

⁵ Public Private Partnership：公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。PFIはその一類型。

⁶ Private Finance Initiative：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

⁷ 住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的に、公の施設の管理運営を地方公共団体が指定する民間事業者などの団体に行わせる制度をいう。

(1) 効率的で効果的な行政運営の推進

今後ますます厳しくなる財政と限られた人材のもと、事務事業の見直しや行政評価システムの適正な運用などを行うとともに、将来的な人口減少社会に向けた公共施設マネジメントの推進を図って、効率的で効果的な行政運営を推進します。

また、職員研修や勤務評価制度の適正な運用を行うことで、行政サービスを提供するにふさわしい人材育成に努めます。

(2) 市民に開かれた市政の推進

市民への積極的な情報の提供とその共有を図ることにより、市政に対する理解と信頼を深めるとともに、市民と市との共働のまちづくりを推進し、市民の視点に立った開かれた市政の実現に努めます。

(3) 持続可能な財政運営と財政基盤の確立

財政分析と財政計画に基づき、財政の効率化、健全化および透明化を推進するとともに、市税をはじめとする市債権などの収納率の向上や新たな財源の確保に努めます。

3 計画期間

新たな行政改革の目的は、第2次あわら市総合振興計画の基本理念である「暮らしやすく 幸せを実感できるまち」の実現と、同計画の前期基本計画に掲げる事業をより効果的に推進していくための裏付けとなる財政基盤の確立などとしていることから、その計画期間についても、第2次あわら市総合振興計画前期基本計画の計画期間である平成28年度から32年度までとします。

第3 行政改革の基本方針

1 効率的で効果的な行政運営の推進

(1) 事務事業の見直し

多様化・高度化する市民ニーズや新たな行政課題、社会経済情勢などに的確に対応するため、事務事業の見直しを進めるとともに、行政と民間の役割分担を明らかにして、窓口サービスの民営化が可能な業務について、サービス水準や費用対効果などの検討を行いながら、アウトソーシング⁸を推進します。

(2) 行政評価システム⁹の適正な運用

総合振興計画基本計画と連動した行政評価システムを運用することで、施策評価を適正に実施し、事務事業の立案、実施、評価、見直しといったPDCAサイクルの確立を図ります。

(3) 市有財産の適正な管理

公共施設等総合管理計画の削減目標を達成するため、具体的な行動計画となる公共施設再配置計画を策定するとともに、それに基づき、公共施設の再配置や統廃合を推進します。また、建替え等を行う際には、PPP/PFIの可能性についてサウンディング調査¹⁰等を実施するなど民間活力を活かした整備を進めます

また、普通財産¹¹の効率的な活用と処分を推進します。

⁸ 業務の一部を民間事業者など市以外のものに行わせることをいう。

⁹ 市が行う事務事業、施策、政策について、わかりやすい指標を用いて、その必要性や効率性、成果などを評価し、改善や予算編成に反映させるシステムをいう。

¹⁰ 案件の内容・公募条件等を決定する前段階で、公募により民間事業者の意向調査・直接対話を行い、当該案件のポテンシャルを最大限に高めるための諸条件の整理を行うものをいう。このことにより、民間事業者にとっても自らのノウハウと創意工夫を事業に反映し、参入しやすい環境（公募条件）とすることができるメリットがある。

¹¹ 地方公共団体の所有する財産のうち、道路や公共施設など公用または公共用に供される行政財産以外の財産で、私法の適用を受ける財産と同様に貸付け、売却などができるものをいう。

(4) 組織と職員管理の適正化

定例的な事務について総合窓口を集約化し窓口サービスの充実を図ります。

また、職員の資質向上とモチベーションの向上のため、計画的に職員研修を実施するとともに、勤務評価制度を適正に運用します。

正職員数の減少が安易に臨時職員数の増加につながらないように雇用の適正化に努め、管理職職員による通常業務の進捗管理と事務分担の適正な配分を行うことで時間外勤務の縮減を図ります。

(5) 人材育成と勤務評価の推進

行政サービスを提供する立場の職員に対し、必要な政策立案能力、判断力、実行力などを身に付けさせるため、計画的な職員研修を実施するとともに、勤務評価制度を適正に運用し、人員配置や任用に反映させることにより職員のやる気を引き出し、組織全体のレベルアップを図ります。

2 市民に開かれた市政の推進

(1) 市民参加型まちづくりの推進

市民と市との共働のまちづくりを推進するため、行政区や市民団体、NPOなどについてそれぞれの責任や果たすべき役割を明らかにしながら、地域の課題解決や特性を生かした取組などを支援するとともに、パブリックコメント制度¹²の充実や審議会などへの市民の参画を拡充し、市民参加型のまちづくりを推進します。

(2) 行政情報の公開・発信と共有

透明で開かれた行政運営と共働のまちづくりを推進するため、広報紙やホームページなどの各種媒体を活用して市が取り組む施策や課題、審議会の内容などを分かりやすく公開するとともに、多様化する新しい伝達手段による情報発信に努めます。

¹² 行政が政策や制度などを決定する際に、市民の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みをいう。

(3) 電子自治体の構築

インターネットやマイナンバーカードを活用したサービスの普及と拡充に努めるとともに、福井坂井地区広域市町村圏事務組合で共同利用する電算処理システムの運用などにより、行政事務の効率化と高度化、迅速化を目的とした電子自治体の構築を推進します。

3 持続可能な財政運営と財政基盤の確立

(1) 財政の効率化、健全化、透明化

平成26年度以降の地方交付税の段階的削減に対応するとともに、北陸新幹線関連の整備事業などの将来負担に備え、長期財政計画に基づき、歳入・歳出の見直しを進め、プライマリーバランス¹³が確立された持続可能な財政運営に努めます。

また、さまざまな指標により財政の状況を分かりやすく市民に公表します。

(2) 自主財源の確保

市の債権の収納率向上に努めるとともに、履行期限の経過した債権のうち市税や市税に準じる債権については滞納処分を適正に行い、それ以外の債権についてもそれぞれの債権に応じた手続を進めます。

また、ホームページや広報紙などへの有料広告をはじめとする税外収入などの自主財源の確保に努めます。

¹³ 歳入から起債の発行額を引いた金額と、歳出から公債費を引いた金額の差で、基礎的財政収支のことをいう。黒字の場合は公債費以外の歳出を起債以外の歳入で賄っているということとなり健全な状態といえるが、赤字の場合は公債費以外の歳出について起債を発行しなければ賄えないということとなり、起債の残高も増えることとなる。

第4 行政改革の推進体制

1 実施計画の策定

行政改革を着実に推進するため、改革の具体的な取組を定めた実施計画を策定します。

実施計画については、毎年度実施する行政評価とリンクを図りながら、PDCAサイクルの確立に努めます。

2 進行管理

行政改革の進捗状況については、市民や有識者で作る「あわら市行政改革等推進委員会」に報告しその助言を得るとともに、広く市民に公表します。